

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	鈴 木 義 英	
出席	副 会 長	田 中 均	
出席	副 会 長	高 木 治 雄	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	鈴 木 巖	
出席	委 員	佐 藤 修 康	
出席	委 員	鷺 野 孝 一	
欠席	委 員	野 口 浩 孝	
出席	委 員	山 田 和 良	
出席	委 員	太 田 芳 郎	
出席	委 員	杵 江 豊	
出席	委 員	後 藤 忠 正	
出席	委 員	松 永 勇	
出席	委 員	八 木 聖	
出席	委 員	不 破 恭 一	
出席	委 員	服 部 典 雄	
出席	委 員	横 井 芳 之	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	井戸田 敏 明	
出席	委 員	堀 田 薫	
出席	委 員	伊 藤 利 彦	
出席	委 員	飯 田 喜美子	
出席	委 員	堀 田 為積穂	
出席	委 員	加 藤 俊 治	
出席	委 員	鈴 木 秀 夫	
出席	委 員	加 賀 裕 二	
出席	委 員	前 野 順 子	
出席	委 員	辻 義 則	
出席	委 員	神 田 俊 紀	
出席	委 員	平 野 博 吉	
出席	委 員	柴 田 隆 吉	
出席	委 員	竹 田 義 弘	
出席	委 員	池 口 克 八	
出席	委 員	横 井 美喜夫	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 進	
欠席	委 員	伊 藤 辰 雄	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	奥 田 哲 弘
課長補佐（事務担当）	鷺 尾 和 彦
主 任（事務担当）	瀧 田 崇 司

発言者	内 容
事務局長	<p>1. 開催日時 平成27年5月20日(水) 午前9時00分から午前9時25分</p> <p>2. 開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3. 出席委員(35人) 別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員(2人) 別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 6号 農地法第4条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 5 決定第 2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 6 専決報告</p> <p>1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出</p> <p>3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</p> <p>4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>5. 現況証明願</p> <p>日程第 7 報 告</p> <p>1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>2. 農地改良届出書</p> <p>日程第 8 そ の 他</p> <p>6. 農業委員会事務局職員(3人) 別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 鷲尾和彦 主任 瀧田崇司 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会(午前9時00分)</p> <p>定刻となりましたので、只今より、平成27年5月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しくをお願いします。</p>

<p>会長</p>	<p>《会長あいさつ》</p> <p>それでは、本日の出席者数は37名中35名で、定足数に達しておりますので、只今より5月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、 議席番号19番 堀田 薫 委員 議席番号20番 伊藤 利彦 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <p>議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・2件 議案第 6号 農地法第4条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件 議案第 7号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・8件 決定第 2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・22件</p> <p>専決報告 1. 農地法第3条の3第1項の規定による届出・・・・・・・・7件 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・・・・・・1件 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願・・・・2件 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・・・・・・1件 5. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件</p> <p>報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・7件 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2件</p> <p>それでは、議案第 5号 農地法第3条の規定による許可申請 2件について審議をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》(1番から2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)</p> <p>以上、2件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 5号 について説明させていただきました、何かご</p>

	<p>質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請 2件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請 3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、隣接する自宅にて暮らしておりますが、自家用車の駐車スペースが無い為、今般の申請にて、申請地を自宅への進入路及び駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は以前より日本茶に興味があり、日本茶インストラクターの資格を取得し、ゆくゆくは喫茶店を営みたいと思っており、経験を重ねる中で、開業を検討する段階に入り、今般の申請にて、申請地へ店舗(喫茶店)を建築する計画でございます。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 太陽光の申請でございます。計画では、225枚のパネルを設置し、総事業費は約1,800万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺につきましてはフェンスで囲い、地表面については砂利敷きの計画でございます。</p> <p>以上、3件につきましては、農地法第4条第2項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
事務局	<p>只今、事務局より議案第6号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請 3件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	

事務局	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請 8件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、鋼材加工業を主とした事業を営んでおり、経営状況及び業績も順調に進展している中で、新規の従業員の雇用等もあり、既存の駐車場のみでは大変手狭になってきたため、今般の申請にて、申請地へ駐車場を設置する計画でございます。</p> <p>(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、清須市内の賃貸住宅にて、家族3人で暮らしておりますが、子どもも生まれ、現在の賃貸住宅では大変手狭になってきたことにより、今般の申請にて、申請地へ住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、弥富市内のアパートにて、家族4人で暮らしておりますが、子どもが成長するにあたり、現在のアパートでは大変手狭になってきたことにより、祖父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、稲沢市内の実家にて、両親、申請者夫婦及び子ども3人、兄の合計8人で暮らしておりますが、子どもが成長するにつれて、現在の住宅では大変手狭になってきたことにより、競売にて申請地を購入し、申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、愛西市内の賃貸住宅にて、家族4人で暮らしておりますが、子どもが成長するにあたり、家財道具も増え、現在の賃貸住宅では、大変手狭になってきたことにより、父所有地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は現在、愛西市内の住宅にて、兄夫婦と子ども、合計4人で暮らしておりますが、現在の住宅は老朽化が激しく、これ以上住むことは難しい状態のため、現住宅を取壊し、隣接する宅地と一体利用し、申請地へ分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 一時転用の申請でございます。隣接する土地にて、太陽光発電設備の設置工事を行うにあたり、既存の道路幅は2mしかないため、農地埋め立てのためのトラック及び重機の出入りが既存の道路のみでは、隣接する水路を破損する恐れがあるため、今般の申請にて、申請地へ幅員6mの道路を設置する計画で</p>
-----	--

<p>会長</p>	<p>ございます。なお、事業完了後は、速やかに農地復元する旨の農地復元計画書も添付されております。</p> <p>（８番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）一時転用の申請でございます。隣接する土地にて、太陽光発電設備の設置工事を行うにあたり、予定していた道路のみでは、大型車両の通行に支障をきたす状況となったため、今般の申請にて、申請地を進入路として利用する計画でございます。なお、事業完了後は、速やかに農地復元する旨の農地復元計画書も添付されております。</p> <p>以上、８件につきましては、農地法第５条第２項各号には該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、事務局より議案第７号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし） 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第７号 農地法第５条の規定による許可申請 ８件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第２号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（１番から２２番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第２号の農地利用集積計画につきましては、件数も多い為、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号１番から２２番、全体筆数は９７筆、面積は１００,９３５㎡でございます。円滑化団体の、あいち海部農業協同組合さんが受人となって利用権設定された筆数は、２９筆、３０,２８９㎡でございます。あいち海部農業協同組合さん以外の受人は、８方で合計６８筆、７０,６４６㎡です。内容につきましては、作物は、普通畑、水稻、レンコン、ナスでございます。公告年月日は平成２７年６月１日、契約開始年月日は平成２７年６月１日、新規２１件、再設定１件、契約期間は５年、６年、１０年、権利の内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。尚、この事案につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を全て満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>



<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第2号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 5件 について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から7番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、7件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。尚、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番から2番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理年月日を朗読説明) 以上、2件の確認願を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。尚、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し受理させていただきました。</p> <p>(専決報告 現況証明願 1番から2番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・目的・事由・備考を朗読説明) 以上、2件の届出がございました。尚、この事案につきましては、事務局にて現地及び申請書類を確認し証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、専決報告 5件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>

事務局	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、専決報告 5件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から7番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、7件の合意解約の通知を受付いたしました。</p> <p>(報告 農地改良届出書 1番から2番の届出者の住所氏名・届出地所在、地目、面積・埋立期間・備考を朗読説明)以上、2件の農地改良届出書を受付いたしました。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、報告 2件 について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、5月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前 9時 25分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成27年5月20日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 19番委員 堀 田 薫

議事録署名者

議席番号 20番委員 伊 藤 利 彦